

## ○共催及び後援に関する規則

〔平成16年7月29日〕  
法人規則第40号

改正 平成16年法人規則第44号  
平成17年法人規則第57号  
平成18年法人規則第51号  
平成20年法人規則第21号  
平成28年法人規則第46号  
平成31年法人規則第1号  
平成31年法人規則第26号

## 共催及び後援に関する規則

### (目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が、団体又は個人（以下「団体等」という。）の主催する事業について、共催又は後援（以下「共催等」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この法人規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 団体等が主催する会議、研究会、シンポジウム、競技会、キャンペーンその他の催事をいう。
- (2) 共催 団体等が主催する事業について、法人がその趣旨に賛同し、法人又は筑波大学若しくはその教育研究組織（以下「法人等」という。）が共同して開催することをいう。
- (3) 後援 団体等が主催する事業について、法人がその趣旨に賛同し、法人等の名義の使用を認めることをもって支援することをいう。

### (共催等の要件)

第3条 共催等することができる事業は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 法人の施策の推進に寄与すると認められること。
- (2) 主催する団体等が当該事業を遂行できる能力があると認められること。
- (3) 入場料、参加料等を徴収するものにあつては、その額が適正なものであると認められること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利事業の一環として行われるものではないこと。
- (5) 法人が経費を負担しないものであること。ただし、共催事業にあつては、この限りでない。
- (6) 参加者等に生じた損害について、法人が賠償責任を負わないものであること。
- (7) 共催事業にあつては、法人等の職員、学生等が企画、運営等に参画するものであること。

### (申請)

第4条 共催等を希望する団体等の代表者等（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の共催等申請書により、原則として当該事業開催予定日の1月前までに学長に申請しなければならない。

ない。

- 2 前項の申請書には、定款、会則等団体等の概要を示す資料のほか、当該事業に係る事業計画書、収支予算書等を添付するものとする。ただし、学長が必要がないと認める場合は、この限りでない。

#### (決定)

第5条 学長は、前条第1項の申請があったときは、総務を担当する副学長との協議に基づき、必要に応じ当該事業に関連する業務を担当する副学長、附属病院長又は附属学校教育局教育長等の意見を聴いて、共催等の承認又は不承認を決定するものとする。

- 2 学長は、前項の決定に当たり必要があると認めるときは、運営会議の意見を聴くことができる。
- 3 学長は、第1項の決定に当たり必要があると認めるときは、申請者に対し、前条第2項に掲げる資料以外の資料の提出等を求めることができる。
- 4 学長は、共催等の承認を決定する場合は、必要に応じ、条件を付することができる。

#### (決定の通知)

第6条 学長は、共催等の承認又は不承認を決定したときは、別記様式第2号の共催等承認決定通知書又は別記様式第3号の共催等不承認決定通知書により、申請者に通知するものとする。

#### (共催等の内容)

第7条 共催等を承認された団体等（以下「主催団体等」という。）は、当該事業の開催に係るポスター等印刷物等に、承認された事項に応じ法人等の名義を使用することができる。

- 2 印刷物等に法人等の名義を使用する主催団体等は、あらかじめ学長に当該印刷物等を提出するものとする。
- 3 主催団体等が、当該事業の実施のため、法人の施設の利用を希望する場合は、別途当該施設の利用手続を経なければならない。
- 4 法人の施設を利用する共催事業については、学長が特に認める場合に限り、主催団体等から利用料金を徴収しないことができる。

#### (申請事項の変更)

第8条 申請者は、申請書に記載した事項に変更があったときは、直ちに学長に届け出なければならない。

#### (取消し)

第9条 学長は、申請に虚偽の事実があったこと又はこの法人規則の規定若しくは法人の付した条件に違反したことが判明したときは、運営会議の議に基づき、当該承認を取り消すものとする。

- 2 前項の取消しについては、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。

#### (取消しの通知)

第10条 学長は、前条の規定により共催等の承認を取り消したときは、別記様式第4号の共催等承認取消通知書により、申請者に通知するものとする。

(報告)

第11条 学長は、共催等を承認した事業が終了したときは、必要に応じ、主催団体等に報告書の提出を求めることができる。

(事務)

第12条 共催等に関する事務は、総務部総務課及び関係部課において処理する。

(雑則)

第13条 この法人規則の規定は、団体等の主催する事業について、法人がその趣旨に賛同し、協賛、協力、推薦等する場合に準用する。

2 この法人規則に定めるもののほか、共催等する場合に必要な事項については、法人細則で定める。

附 則

1 この法人規則は、平成16年7月29日から施行する。

2 この法人規則の施行前に共催等を承認している事業については、この法人規則により承認したものとみなす。

附 則 (平16. 11. 25法人規則44号)

この法人規則は、平成16年11月25日から施行する。

附 則 (平17. 9. 29法人規則57号)

この法人規則は、平成17年9月29日から施行する。

附 則 (平18. 11. 2法人規則51号)

この法人規則は、平成18年11月2日から施行する。

附 則 (平20. 3. 27法人規則21号)

この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平28. 9. 29法人規則46号)

この法人規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平31. 1. 24法人規則1号)

1 この法人規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この法人規則の施行の日前に、改正前の共催及び後援に関する規則第4条の規定により申請があったものについては、この法人規則による改正後の共催及び後援に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平31. 4. 26法人規則26号)

この法人規則は、平成31年5月1日から施行する。

年 月 日

共 催 等 申 請 書

【申請者】住 所

氏 名

㊞

連絡先 TEL

1 申請の種類	<input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 後援 <input type="checkbox"/> ( )
2 希望する名義	<input type="checkbox"/> 国立大学法人筑波大学 <input type="checkbox"/> 筑波大学 <input type="checkbox"/> 教育研究組織（組織名： )
3 事業名	
4 開催期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( ) ( 日間)
5 開催場所	
6 主催者	団体（個人）名・住所 代表者等氏名
7 学内責任者	
8 事業の概要 （目的及び内容）	
9 申請理由 （学術的意義、法人 の施策との関連性 等）	
10 参加予定者数	
11 備考	

※ 定款、会則等団体等の概要を示す資料のほか、当該事業に係る事業計画書、収支予算書等を添付願います。（学長が必要がないと認める場合は、資料の添付を省略できます。）

共催等承認決定通知書

（申請者） 殿

国立大学法人筑波大学長

○ ○ ○ ○

年 月 日付けで申請のありました、{共催・後援・( )}について、下記のとおり承認することに決定しましたので通知します。

記

1 共催等の区分	
2 名義	
3 事業名	
4 開催期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( ) (日間)
5 開催場所	
6 主催者	団体（個人）名・住所 代表者等氏名
7 学内責任者	
8 条件	

共催等不承認決定通知書

（申請者） 殿

国立大学法人筑波大学長

○ ○ ○ ○

年 月 日付けで申請のありました、{共催・後援・( )} について、下記のとおり承認しないことに決定しましたので通知します。

記

1 事業名	
2 理由	
3 備考	

共催等承認取消通知書

（申請者） 殿

国立大学法人筑波大学長

○ ○ ○ ○

年 月 日付け 第 号で承認した {共催・後援・( )} について、下記の理由により、承認を取り消したので通知します。

記

1 事業名	
2 理由	
3 備考	